

# 八潮市多文化共生推進プラン (案)

令和2年11月

八潮市

\_\_\_\_\_

市長あいさつ

# 目 次

1. プラン策定の趣旨と背景	1
2. 多文化共生をめぐる動向	2
3. プランの位置づけと計画期間	7
1. 八潮市の現状	8
2. 外国人市民意識調査	14
3. 八潮市の多文化共生に関する課題	21
1. 基本目標	23
2. 施策の柱と数値目標	24
3. 施策の体系	25
施策の柱1 学習支援と円滑なコミュニケーション	26
1. 日本語学習の支援	26
2. 行政・生活情報の提供	27
施策の柱2 誰もが安心して暮らせるまちづくり	29
1. 相談体制の充実	29
2. 生活基盤の充実	30
施策の柱3 多文化共生の地域づくり	33
1. 多文化共生の意識啓発	33
2. 地域社会への参画	34
1. プランの推進体制	35
2. プランの周知と進行管理	35

## 1. プラン策定の趣旨と背景

本市では、平成17年（2005年）のつくばエクスプレスの開通により、人口の増加が続いています。

また、本市に在留する外国人も年々増加しており、平成17年に1,886人であった外国籍住民は、令和2年（2020年）6月末現在で4,012人となり、総人口に占める外国籍住民の割合は4.3%となっています。

総務省では、多文化共生について「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義しています。多文化共生を実現していくためには、国籍を問わず市民一人ひとりが、多文化共生への理解を深めながら、地域社会に参画できる仕組みが必要です。

また、本市の最上位計画である「第5次八潮市総合計画」では、「共生・協働」「安全・安心」をまちづくりの基本理念としています。多文化共生の推進にあたっては、この基本理念に基づき、言葉や文化、習慣の違いから地域に馴染むことが難しい外国人市民と日本人市民とがよりよい関係を築き、支えあっていくための方法を示し、多文化共生意識の醸成を図ることが大切です。

八潮市に住むこと、住み続けることを誇りに思える「住みやすさナンバー1のまち八潮」を目指し、外国人市民と日本人市民とが一体となって多文化共生を推進していくために、「八潮市多文化共生推進プラン」を策定します。

### 本プランにおける用語の定義

外国人市民・・・国籍に関わらず、言語的・文化的ルーツを外国に持つ市民。

外国籍住民（外国人）・・・日本国籍以外の国籍を有する市民。在留外国人。

外国人児童生徒・・・国籍に関わらず、言語的・文化的ルーツを外国に持つ児童生徒。

特に日本語での学校教育を受けるにあたり学習言語が不足しており、学習活動への影響がある日本語指導が必要な児童生徒。

## 2. 多文化共生をめぐる動向

### (1) 国の動向

わが国に在留する外国人は、令和元年（2019年）6月末現在282万人に達し、総人口に占める割合は2.24%と増加を続けています。【図表1】

総務省では、平成18年（2006年）に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、基本的な考え方として、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」の3つを示しています。

その後、平成24年（2012年）には、住民基本台帳法の改正によって外国人も住民基本台帳制度の適用対象となり、新たな在留管理制度のもと、外国人も日本人と同様に基礎的行政サービスが受けられるようになりました。

住民基本台帳法改正により、外国人にとって利便性が向上した主な例

- 正確な世帯構成を把握することが可能になり、世帯全員の住民票の写しが発行できるようになりました。
- 転入届などにより、国民健康保険などの各種行政サービスの届出との一本化が図られ、手続きが簡素化されました。

外国人材の受入れについては、平成5年（1993年）に技能実習制度が創設され、事実上、外国人雇用の道を開きました。制度創設時は17職種に限られていましたが、現在では農林水産業を含む74職種まで拡大されています。

また、平成21年（2009年）に出入国管理及び難民認定法（入管法）が改正され、平成22年（2010年）には在留資格「技能実習」が設けられました。

平成29年（2017）年には技能実習に係る規定が取りまとめられ、新たに技能実習制度の基本法として「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されました。

平成30年（2018年）には、新たな外国人材の受入れとして「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられ、翌年には同対応策の改正が図られ、中小企業をはじめとする深刻な人手不足に対応することを目的として、在留資格「特定技能1号・2号」が創設されました。今後、人手不足が深刻な14の分野において34万5千人の特定技能外国人を労働者として受け入れることとしています。

人手不足が深刻な14の業種

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

令和元年（2019年）には「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、日本語教育の水準の維持向上などが基本理念として定められています。この法律の施行を受け、令和2年（2020年）には「日本語教育の推進に関する政策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が策定され、自治体には地域の状況に応じた日本語教育推進策を策定・実施することが求められています。

さらに、総務省では外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済状況の変化を踏まえ、令和2年（2020年）に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、更なる多文化共生施策の推進を図っています。

【図表1】全国の外国籍住民数及び人口に占める割合の推移



資料：総務省「在留外国人統計」(各年6月末現在)、総務省「人口推計」

### 在留外国人（在留管理制度）

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」により、平成24年7月9日から、出入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人を対象として法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度。制度の対象となる在留外国人には在留許可に伴い在留カードが発行される。外国人登録制度は平成24年7月に廃止されているが、法務省の在留外国人統計では法改正前のデータは外国人登録者数を使用している。

## (2) 県の動向

埼玉県に在留する外国人は、令和元年（2019年）6月末現在189,043人と全国で5番目に多く、県人口に占める割合は2.57%と増加を続けています。【図表2、4】

また国籍・地域別では、中国が約4割を占め、次いでベトナム、フィリピン、韓国などが多くなっています。【図表3】

県においては、平成19年（2007年）に「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定するとともに、翌年の平成20年（2008年）には埼玉県多文化共生推進会議を設置し、多文化共生によるまちづくりを進めてきました。

その後、平成24年（2012年）に同プランの見直しを行い、平成29年（2017年）には、埼玉県多文化共生推進会議における協議と県民コメントの意見等を踏まえて、新たな「埼玉県多文化共生推進プラン（平成29年度～令和3年度）」を策定しています。

同プランでは、多文化共生社会づくりを進める上での解決すべき課題として、「ことばの壁」、「制度の壁」、「こころの壁」があるとし、「日本人住民と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり」を基本目標に掲げ、各種施策に取り組んでいます。

基本的な取組として1つ目に、日本語学習機会の提供や外国人住民が安心・安全に自立して生活できるよう支援する「誰もが暮らしやすい地域づくり」、2つ目に、外国人住民の潜在力を引き出し、有用な人材の育成と活用を図る一方、海外から豊富な知識などを持つ留学生や専門家等を呼び込む「多文化パワーの受入れ」、3つ目に、東京2020オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会の開催を契機として相互理解を促進し、外国人住民の社会参加を支援する「共に輝き活躍する地域づくり」を掲げ、外国人住民の自立支援や社会参加を促進する施策を推進しています。

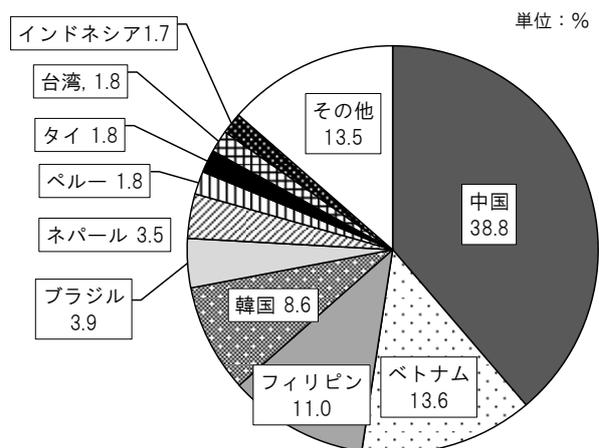
### 都道府県別外国籍住民数及び埼玉県国籍別外国籍住民の内訳

【図表2】

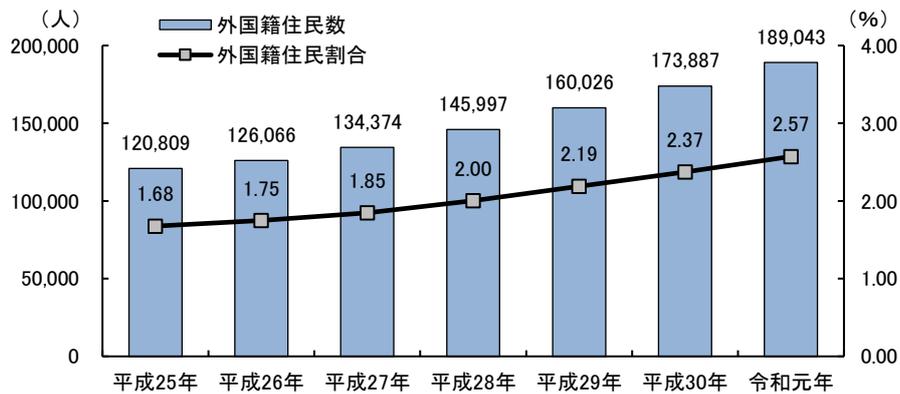
順位	都道府県名	外国籍住民数 (人)
1	東京	581,446
2	愛知	272,855
3	大阪	247,184
4	神奈川	228,029
5	埼玉	189,043
6	千葉	162,588
7	兵庫	112,722
8	静岡	96,654
9	福岡	79,129
10	茨城	67,986
	⋮	
45	高知	4,746
46	鳥取	4,739
47	秋田	4,230
	全国総数	2,829,416

資料：総務省「在留外国人統計」  
(令和元年6月末現在)

【図表3】



【図表 4】 埼玉県の外国籍住民数及び県人口に占める割合の推移



資料: 法務省「在留外国人統計」(各年6月末現在)、総務省「人口推計」

## 埼玉県多文化共生推進プラン

平成 29 年 (2017 年)

### 基本目標

日本人住民と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり

### 基本指標

外国人の支援・案内を行うボランティアの登録者数

平成 27 年度末登録者数 4,597 人→目標値 7,000 人

(令和 2 年 3 月 目標値 9,000 人に変更)

### 取組

- ①誰もが暮らしやすい地域づくりー次代を担う人材の育成ー
  - やさしい日本語の普及
  - 日本語を母語としない子供に対する就学支援
  - 災害時の外国人支援体制の充実
  - 行政・生活情報の提供と相談体制の整備 等
- ②多文化パワーの受入れー高度人材が集まる環境づくりー
  - 外国人留学生の県内企業への就職支援
  - 留学生や訪日教育旅行の誘致 等
- ③共に輝き活躍する地域づくり
  - ー東京 2020 オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会の開催を契機とした多文化共生の社会づくりー
  - 外国人案内ボランティアの育成と在留外国人の地域参画の促進
  - 多文化共生キーパーソンの活用
  - 五輪大会文化プログラムを通じた多文化理解
  - 埼玉観光の魅力発信と外国人観光客のおもてなし 等

### (3) 市の動向

本市に在留する外国人は、令和元年（2019年）6月末現在3,754人であり、埼玉県内で12番目に多い外国籍住民数となっています。【図表5】

また、市人口に占める外国籍住民数の割合で見ると、埼玉県内で4番目に高い状況となっています。【図表6】

市の最上位計画である「第5次八潮市総合計画」では、多文化共生について「ふれあいと連帯感にみちた地域社会づくり（コミュニティ）」の中に位置づけ、日本の生活や文化、慣習等を学ぶ場や機会を提供し、外国籍住民との交流の促進を図るとともに、日本語指導や国際交流などを主体的に行える人材を養成することとしています。

#### 埼玉県内市町村別の外国籍住民数

【図表5】

順位	市町村名	外国籍住民数 (人)
1	川口市	37,855
2	さいたま市	26,520
3	川越市	8,785
4	戸田市	7,664
5	草加市	7,311
6	蕨市	7,162
7	越谷市	6,919
8	所沢市	6,082
9	三郷市	4,501
10	朝霞市	4,049
11	春日部市	3,957
12	八潮市	3,754
13	上尾市	3,728
14	新座市	3,559
15	熊谷市	3,528

資料：総務省「在留外国人統計」  
(令和元年6月末現在)

【図表6】

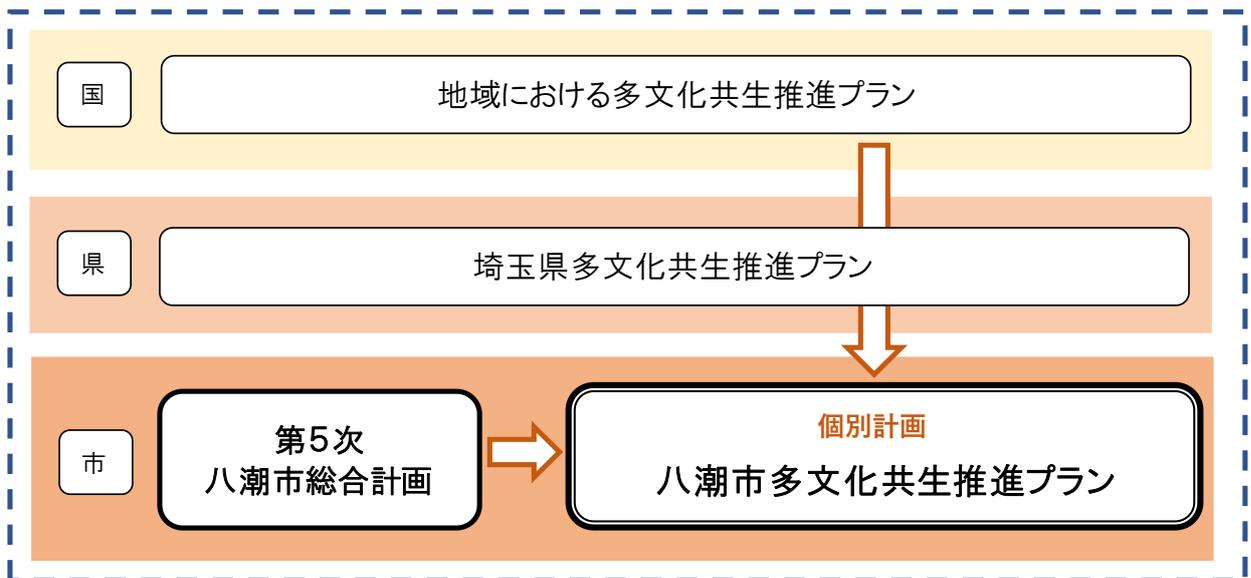
順位	市町村名	割合(%)
1	蕨市	9.54
2	川口市	6.40
3	戸田市	5.41
4	八潮市	4.07
5	上里町	4.02
6	三郷市	3.18
6	和光市	3.18
8	本庄市	3.13
9	嵐山町	3.07
10	羽生市	3.04
11	坂戸市	2.93
12	草加市	2.92
13	朝霞市	2.85
14	神川町	2.71
15	東松山市	2.68

資料：総務省「埼玉県人口推計」より算出  
(令和元年6月末現在)

### 3. プランの位置づけと計画期間

- (1) 本プランは、「第5次八潮市総合計画」で掲げた「住みやすさナンバー1のまち八潮」を推進するための分野別計画として位置づけます。また、総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」及び「埼玉県多文化共生推進プラン」の内容とも整合性を図り、本市の多文化共生にかかる現状や課題を反映したものとします。
- (2) プランの計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

プランの位置づけ



計画期間

平成 28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7年度
第5次八潮市総合計画									
					八潮市多文化共生推進プラン				

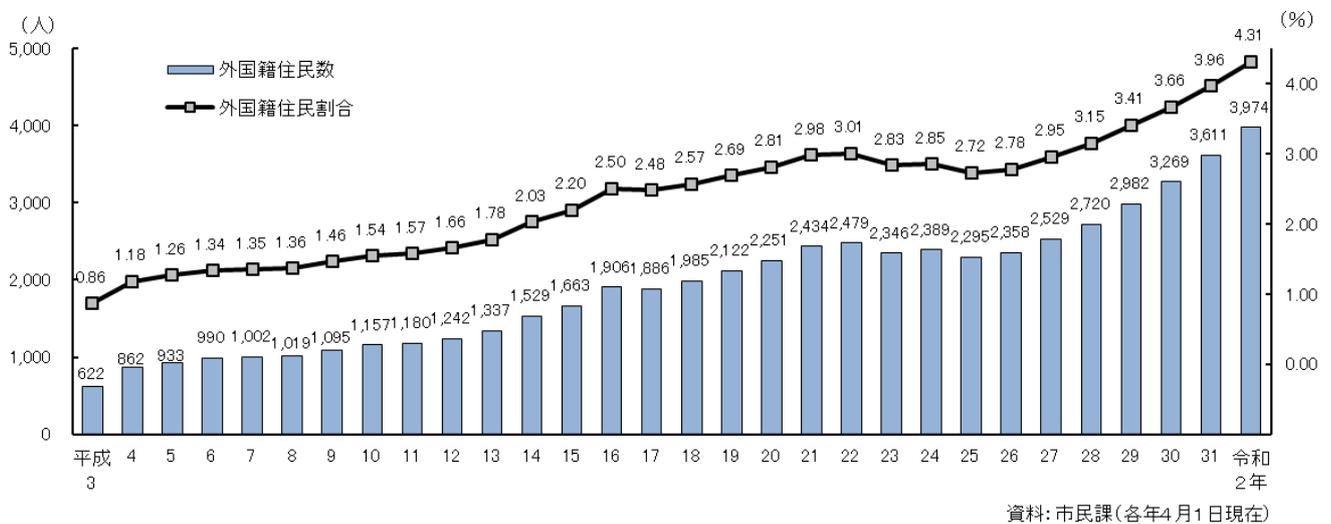
# 1. 八潮市の現状

## (1) 外国籍住民の状況

令和2年(2020年)4月1日現在、外国籍住民の人口は3,974人で、市人口に占める割合は4.31%となっており、平成22年(2010年)と比べ約1.6倍に増加しています。【図表7、9】

また、年齢別の内訳を見ると、15歳～64歳の生産年齢人口の割合では、八潮市全体の64.8%に対し、外国籍住民は85.4%と高くなっています。一方で、65歳以上の老年人口の割合では、八潮市全体が22.7%であるのに対し、外国籍住民は2.9%と低くなっています。【図表8】

【図表7】外国籍住民及び市人口に占める割合の推移



【図表8】八潮市年齢別の市人口・外国人住民数

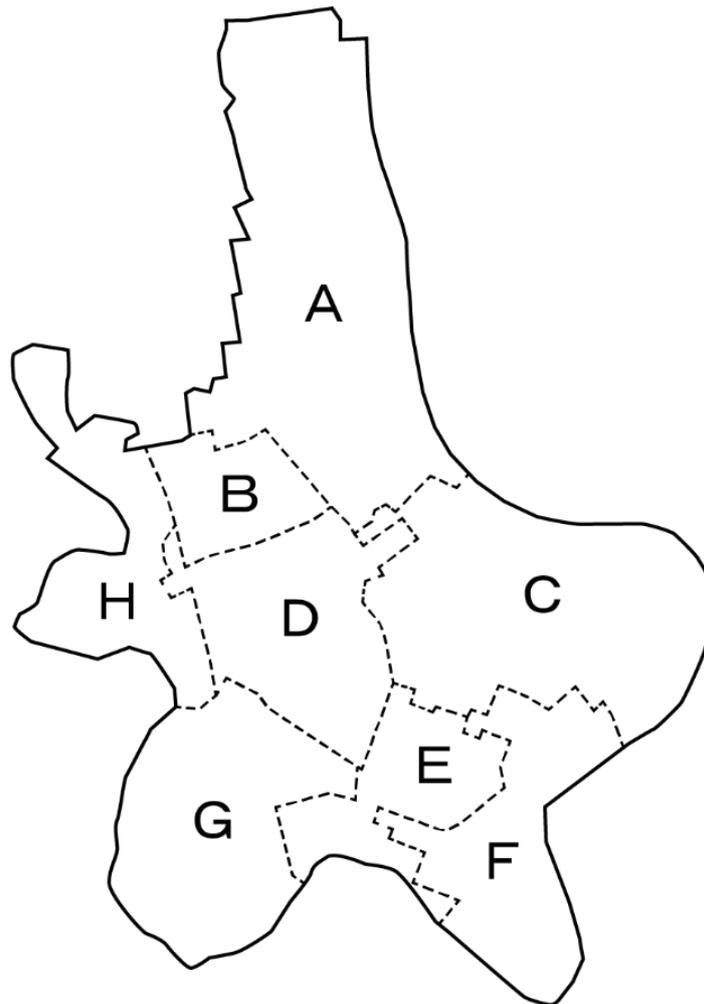
	八潮市人口		外国籍住民	
	総市民数(人)	割合(%)	外国籍住民数(人)	割合(%)
年少人口(14歳以下)	11,580	12.6%	465	11.7%
生産年齢人口(15歳～64歳)	59,746	64.8%	3,393	85.4%
15～39歳	28,421	30.8%	2,233	56.2%
40～64歳	31,325	34.0%	1,160	29.2%
老年人口(65歳以上)	20,936	22.7%	116	2.9%
65～74歳	10,516	11.4%	85	2.1%
75歳以上	10,420	11.3%	31	0.8%
総数	92,262	100.0%	3,974	100.0%

資料: 市民課(令和2年4月1日現在)

【図表 9】 八潮市地域別の外国籍住民数

居住地区		八潮市人口(人)	外国籍住民(人)	割合(%)
エリアA	八條、鶴ヶ曾根、伊草、新町	13,918	787	5.65
エリアB	小作田、松之木、緑町一丁目～五丁目	8,432	454	5.38
エリアC	二丁目、木曾根、南川崎	13,075	512	3.92
エリアD	上馬場、中馬場、中央一丁目～四丁目、八潮一丁目～八丁目	16,192	649	4.01
エリアE	垢、大瀬一丁目～六丁目、茜町一丁目	11,422	342	2.99
エリアF	伊勢野、大瀬、古新田	10,889	309	2.84
エリアG	大原、大曾根、浮塚	11,244	691	6.15
エリアH	西袋、柳之宮、南後谷	7,090	230	3.24
合計		92,262	3,974	4.31

資料：市民課(令和2年4月1日現在)



(2) 国籍・地域別、在留資格別の状況

国籍・地域別にみると、令和2年(2020年)6月末現在、ベトナムが976人(24.3%)で最も多く、次いで中国951人(23.7%)、フィリピン742人(18.5%)、韓国388人(9.7%)であり、上位4カ国で全体の8割近くを占めています。以下、インド、パキスタン、インドネシア、ブラジル、タイ、台湾と続き、全体では51の国・地域に及びます。【図表10、11】国籍・地域別の推移をみると、近年ベトナムと中国の増加が著しくなっています。【図表12】

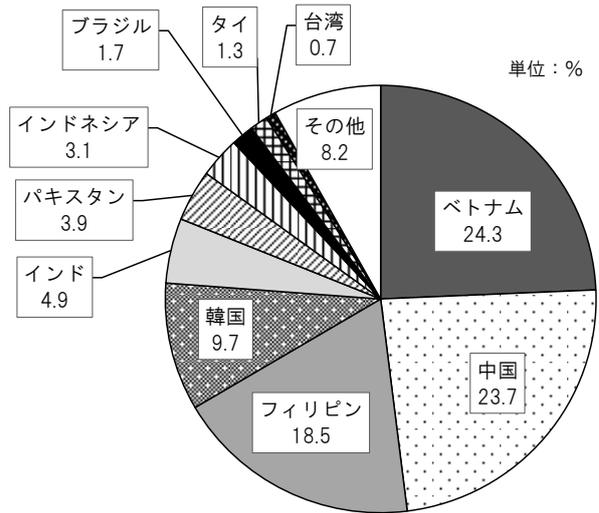
### 国籍・地域別の外国籍住民数と内訳

【図表10】

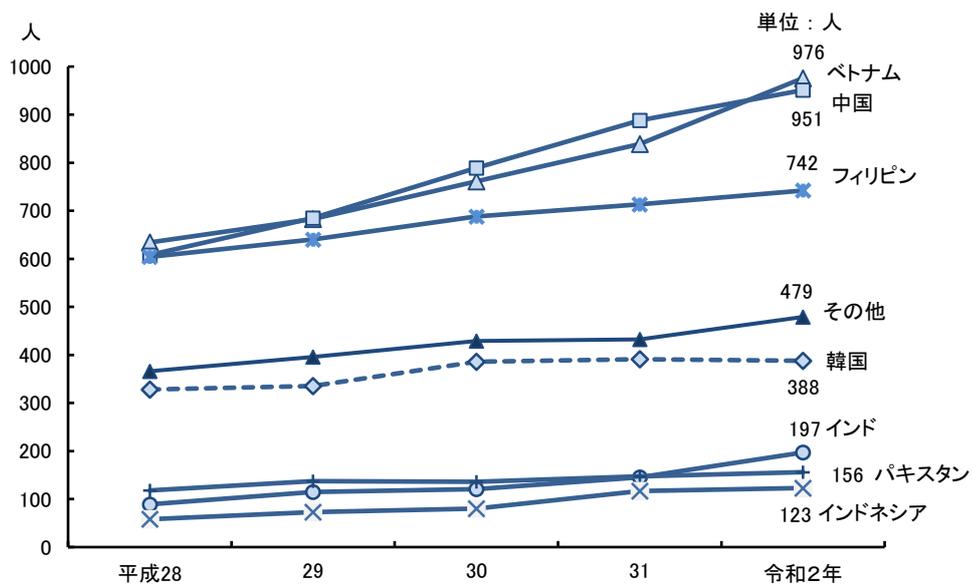
順位	国籍・地域名	外国籍住民数(人)	割合(%)
1	ベトナム	976	24.3
2	中国	951	23.7
3	フィリピン	742	18.5
4	韓国	388	9.7
5	インド	197	4.9
6	パキスタン	156	3.9
7	インドネシア	123	3.1
8	ブラジル	68	1.7
9	タイ	54	1.3
10	台湾	30	0.7
	その他	327	8.2
	合計	4,012	100.0

資料：市民課(令和2年6月末現在)

【図表11】



【図表12】国籍・地域別の外国籍住民数の推移



資料：市民課(各年6月末現在)

在留資格別にみると、平成30年(2018年)11月末現在、「永住者」「日本人の配偶

者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「特別永住者」が全体の約6割（58.6%）を占めており、全国平均に比べ定住を目的として滞在する外国籍住民の割合が高いことがわかります。【図表 13、14】

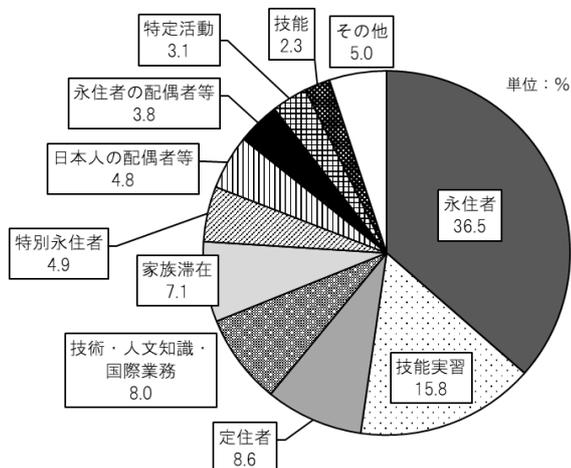
### 在留資格別の外国籍住民数の内訳

【図表 13】

在留資格	八潮市		全国	
	外国籍 住民数(人)	割合 (%)	在留外国人 数(人)	割合 (%)
身分または地位に基づく在留資格等	<b>2,067</b>	<b>58.6</b>	<b>1,481,744</b>	<b>52.4</b>
永住者	1,286	36.5	783,513	27.7
日本人の配偶者等	171	4.8	143,246	5.1
永住者の配偶者等	133	3.8	39,537	1.4
定住者	304	8.6	197,599	7.0
特別永住者	173	4.9	317,849	11.2
活動に基づく在留資格	<b>1,459</b>	<b>41.4</b>	<b>1,347,672</b>	<b>47.6</b>
技術・人文知識・国際業務	282	8.0	256,414	9.1
技能	80	2.3	40,361	1.4
技能実習	557	15.8	367,709	13.0
家族滞在	251	7.1	191,017	6.8
特定活動	111	3.1	61,675	2.2
その他	178	5.0	430,496	15.2
外国籍住民総数	3,526	100.0	2,829,416	100.0

資料：市民課（令和元年11月末現在）  
国：総務省（令和元年6月末現在）

【図表 14】



【図表 15】 在留資格別国籍・地域別の外国籍住民数

単位：人

	身分または地位に基づく在留資格等					活動に基づく在留資格等							合計
	永住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等	定住者	特別永住 者	技術・人文 知識・国際 業務	技能	技能実習	家族滞在	特定活動	その他		
ベトナム	292	3	46	108	0	40	4	273	13	17	14	810	
中国	288	42	28	42	0	106	31	126	113	10	43	829	
フィリピン	332	59	26	106	0	14	2	69	13	21	68	710	
韓国	115	18	5	15	142	54	2	0	22	2	13	388	
インド	11	2	5	0	0	4	34	0	46	11	8	121	
パキスタン	61	5	9	10	0	14	3	0	22	5	8	137	
インドネシア	14	2	0	1	0	2	0	65	2	14	1	101	
ブラジル	50	7	1	5	0	1	0	0	0	0	0	64	
タイ	28	8	1	6	0	1	0	12	1	0	0	57	
台湾	11	2	1	0	0	12	0	0	0	6	0	32	
その他	84	23	11	11	31	34	4	12	19	25	23	277	
合計	1286	171	133	304	173	282	80	557	251	111	178	3,526	
	36.5%	4.8%	3.8%	8.6%	4.9%	8.0%	2.3%	15.8%	7.1%	3.1%	5.0%	100.0%	

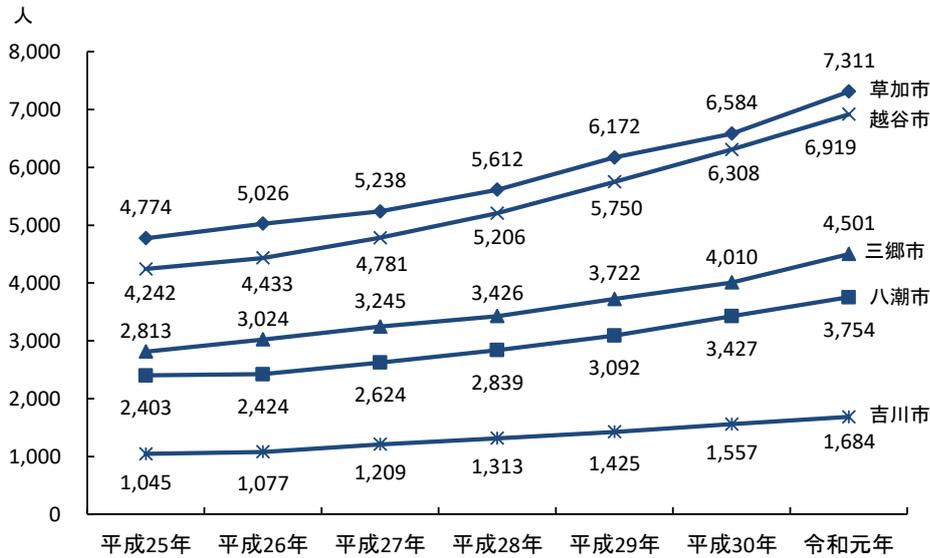
資料：市民課（平成30年11月末現在）  
※技能実習は1号イ・ロ、2号イ・ロ、3号イ・ロの合計  
※特別永住者は第30条45規定区分の者を含む

### (3) 周辺自治体との比較

外国籍住民数における周辺自治体との比較では、令和元年(2019年)6月末時点で、本市の3,754人に対し、草加市7,311人、越谷市6,919人、三郷市4,501人となっており、本市を含むいずれの自治体も外国籍住民は増加傾向にあります。【図表16】

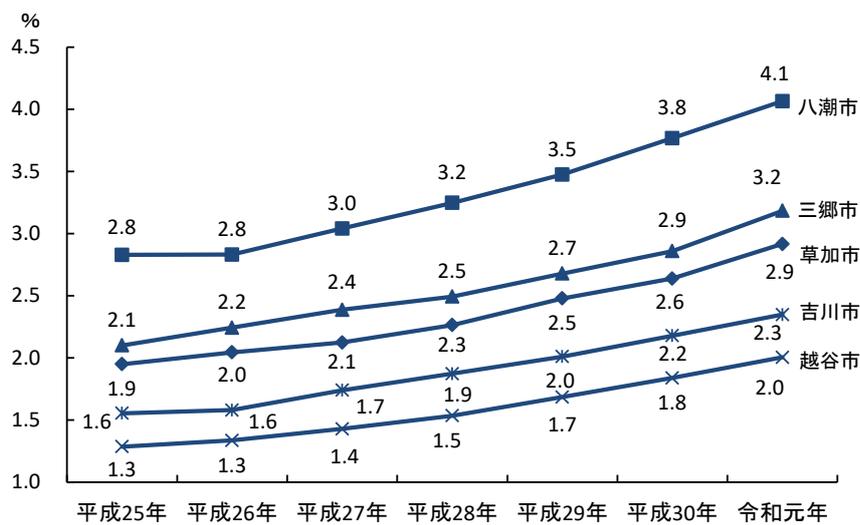
また、総人口に占める外国籍住民の割合では、八潮市が周辺自治体を大きく上回っています。【図表17】

【図表16】本市及び周辺自治体の外国籍住民数の推移



資料：総務省「在留外国人統計」(各年6月末現在)

【図表17】本市及び周辺自治体の外国籍住民の割合の推移



資料：総務省「在留外国人統計」(各年6月末現在)、埼玉県推計人口(各年7月1日現在)

#### (4) 本市の外国籍住民の状況のまとめ

本市は、埼玉県内で12番目に外国籍住民が多い自治体となっており、その数は年々増加を続け、市の総人口に占める外国籍住民の割合は4.31%と、国の2.24%・県の2.57%の割合を上回っています。【図表7、1、4】

また、外国籍住民数については本市だけではなく、近隣の自治体でも同様に増加傾向がみられます。

本市に在住する外国籍住民は、ベトナム、中国、フィリピン、韓国の4つの国で8割近くを占めており、全体では51の国・地域に及ぶなど多国籍化が進んでいます。

在留資格別の割合で見ると、永住者をはじめ、日本人や永住者の配偶者等、定住者、特別永住者などの在留資格をもつ外国籍住民が全体の約6割を占め、全国平均との比較でも定住を目的として滞在する外国籍住民の割合は高い傾向にあります。

また、技能実習の対象職種である製造業や建設業が多く立地する本市では、技能実習の在留資格をもつ人の割合も全国平均よりも高くなっています。

以上のように、多くの国・地域における多様な背景をもつ外国籍住民が本市に暮らしていることがわかります。

## 2. 外国人市民意識調査

### (1) 外国人市民意識調査について

本プランの策定にあたり、外国籍住民の生活実態やニーズを把握するとともに、外国籍住民が地域コミュニティに参画しやすい環境などについて調査をするため、令和元年度に外国人市民意識調査（以下、調査）を実施しました。この調査の概要と回答者の属性は、次のとおりです。

#### 【調査の概要】

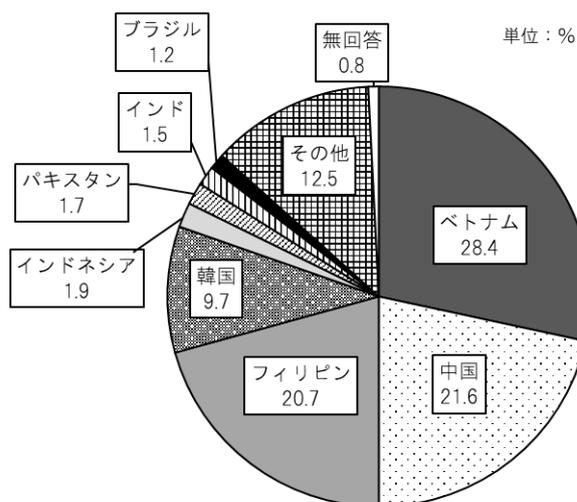
調査対象	八潮市在住の満 18 歳以上の外国籍住民(令和元年7月1日現在)
実施期間	令和元年(2019年)8月1日～8月30日
調査方法	郵送配布、郵送回収
使用言語	中国語(簡体字)、ベトナム語、英語の3言語にやさしい日本語を併記
配布数	1,300 票
有効回収数 (回収率)	518 票 (39.8%)

#### 【回答者の属性】

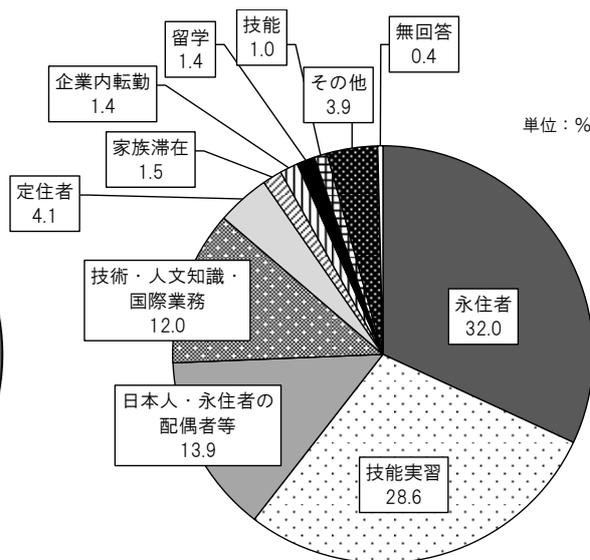
国籍・地域は「ベトナム」28.4%、「中国」21.6%、「フィリピン」20.7%と続きます。在留資格別では「永住者」32.0%、「技能実習」28.6%、「日本人・永住者の配偶者等」13.9%などとなっています。

なお、性別では、「女性」56.9%、「男性」41.3%となっています。

【図表 18】 国籍・地域（単数回答）



【図表 19】 在留資格別（単数回答）

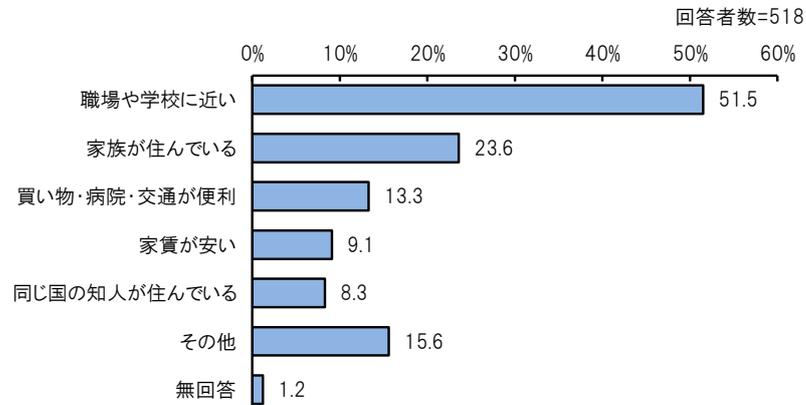


## (2) 外国人市民意識調査の結果について

### 【八潮市に住む理由】

八潮市に住む理由は、「職場や学校に近い」が 51.5%と 2 人に 1 人があげています。次いで「家族が住んでいる」23.6%、「買い物・病院・交通が便利」13.3%と続きます。

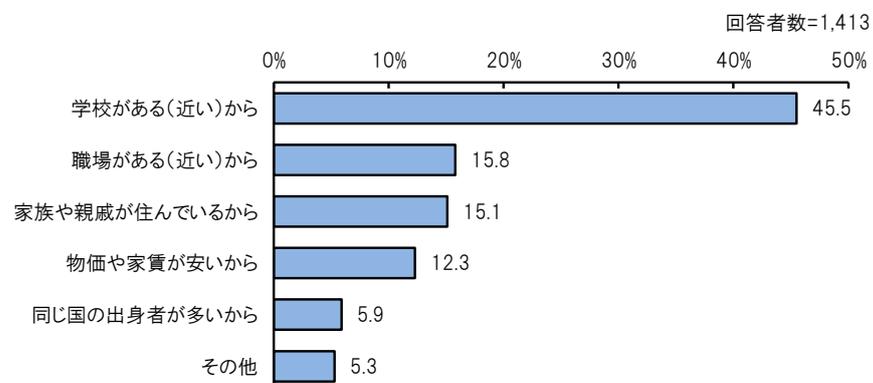
【図表 20】 八潮市に住む理由（複数回答）



### 埼玉県外国人住民意識調査（平成 30 年度）との比較

埼玉県調査では、「なぜ埼玉県で暮らす（生活する、住む）ことになりましたか」との問いです。回答は、「学校がある（近い）から」45.5%、次いで「職場がある（近い）から」15.8%、「家族や親戚が住んでいるから」15.1%と続き、本市と同じ傾向にあります。

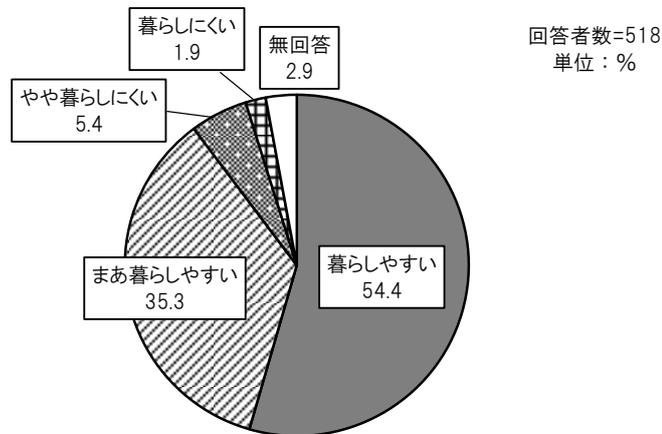
#### なぜ埼玉県で暮らすことになったか



## 【暮らしやすさ】

暮らしやすさについては、「暮らしやすい」54.4%、「まあ暮らしやすい」35.3%、合わせた『暮らしやすい』は89.7%と約9割となっています。

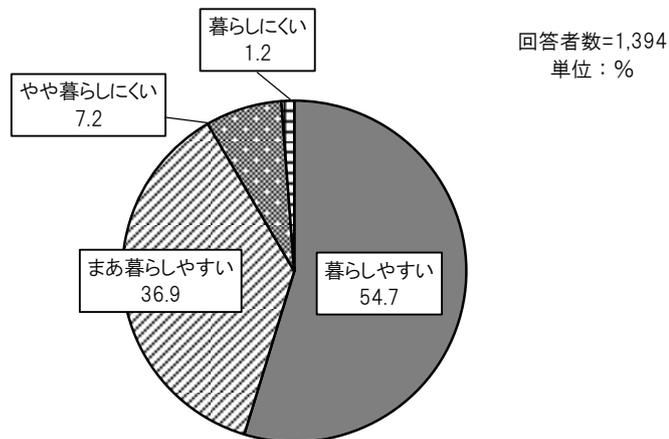
【図表 21】 八潮市の暮らしやすさ（単数回答）



### 埼玉県外国人住民意識調査（平成 30 年度）との比較

埼玉県調査では、「埼玉県は暮らしやすいですか」との問です。回答は、「暮らしやすい」54.7%、「やや暮らしやすい」36.9%、「やや暮らしにくい」7.2%、「暮らしにくい」1.2%であり、暮らしやすさは本市と変わりません。

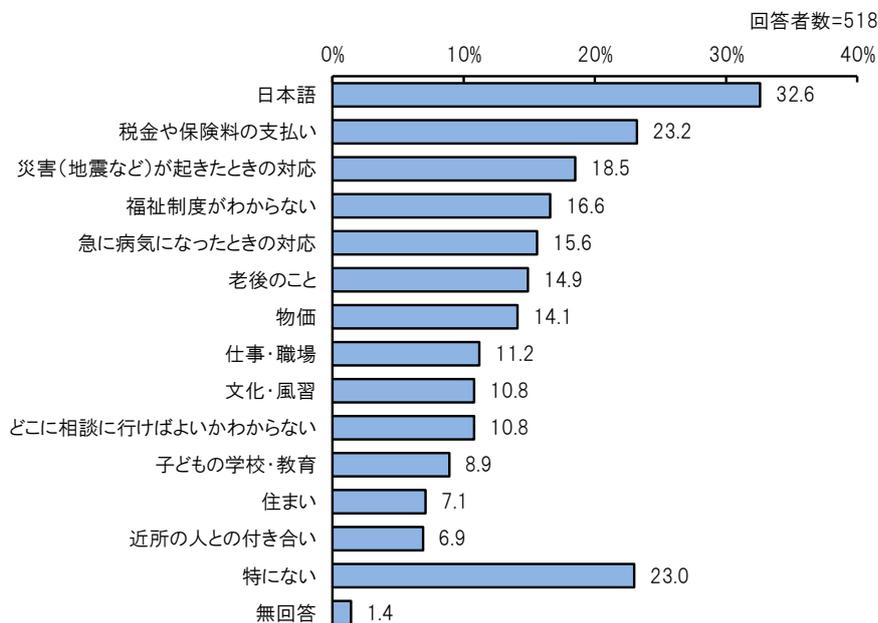
### 埼玉県の暮らしやすさ



## 【普段の生活での困りごと】

普段の生活で困っていることや不安なことについて、「日本語」32.6%、「税金や保険料の支払い」23.2%、「災害（地震など）が起きたときの対応」18.5%、「福祉制度がわからない」16.6%などと続きます。

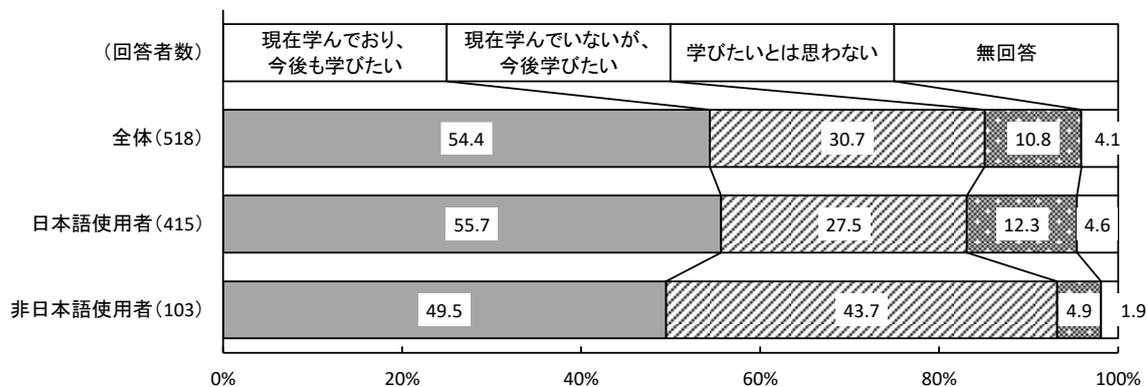
【図表 22】 普段の生活で困っていることや不安なこと（複数回答）



## 【日本語の学習意向】

日本語の学習意向は、「現在学んでおり、今後も学びたい」が54.4%で最も高く、「現在学んでいないが、今後学びたい」30.7%と合わせた『学びたい』は85.1%となります。また、非日本語使用者の『学びたい』は9割（93.2%）を超えます。

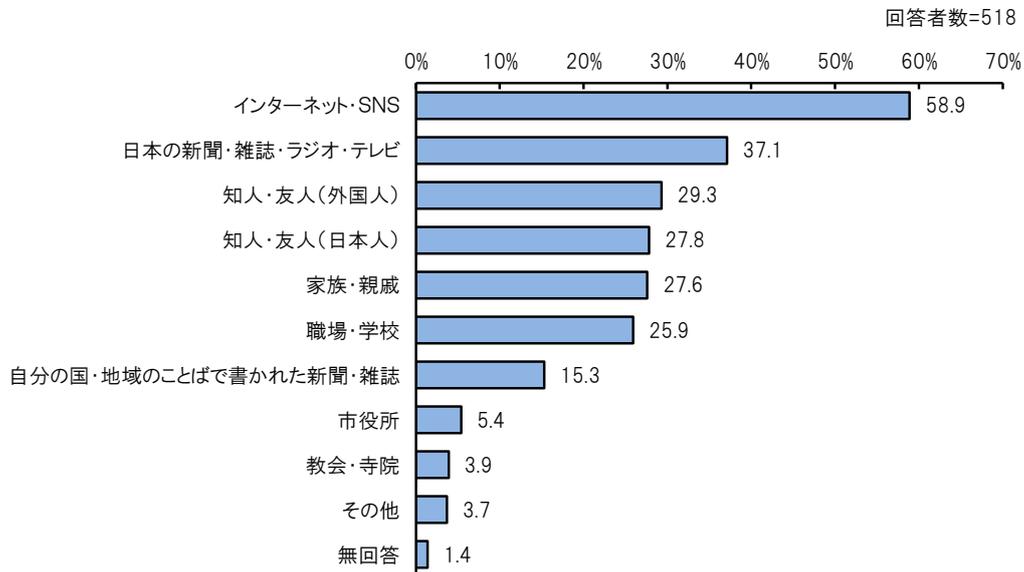
【図表 23】 日本語の学習意向（単数回答）



## 【情報の入手先】

情報の入手先は、「インターネット・SNS」が58.9%と約6割となっています。次いで「日本の新聞・雑誌・ラジオ・テレビ」37.1%、「知人・友人（外国人）」29.3%、「知人・友人（日本人）」27.8%などとなっています。

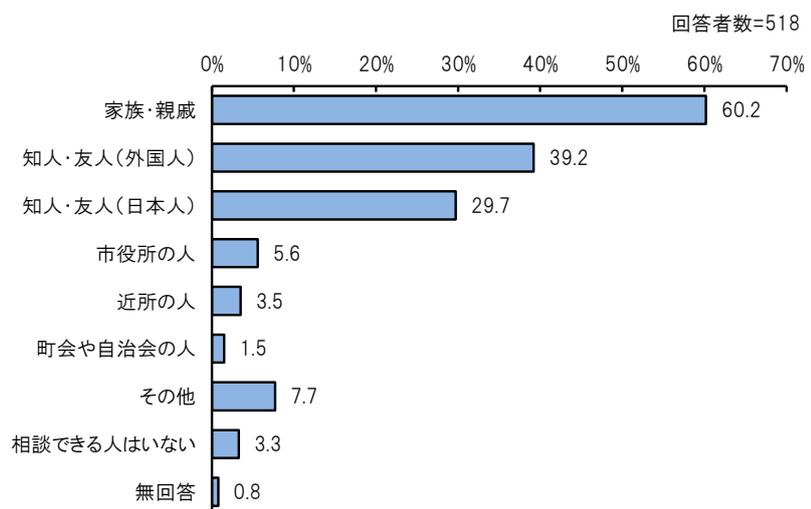
【図表 24】 情報の入手先（複数回答）



## 【生活で困った時の相談先】

生活で困った時の相談先は、「家族・親戚」が6割（60.2%）であり、次いで「知人・友人（外国人）」39.2%、「知人・友人（日本人）」29.7%が主な相談先となっています。

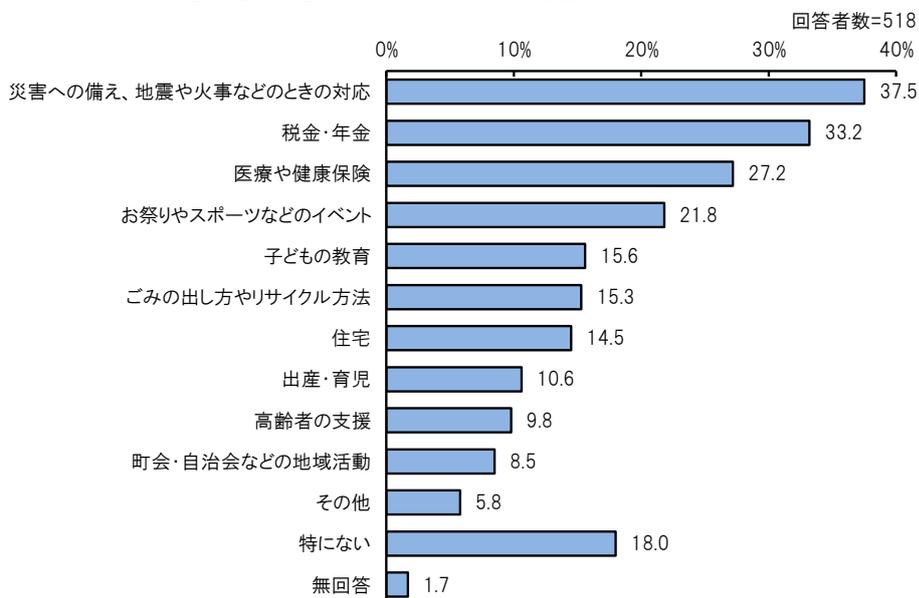
【図表 25】 生活で困った時の相談先（複数回答）



## 【知りたい情報】

生活していくうえでもっと知りたい情報は、「災害への備え、地震や火事などのときの対応」37.5%、「税金・年金」33.2%、「医療や健康保険」27.2%、「お祭りやスポーツなどのイベント」21.8%と続きます。

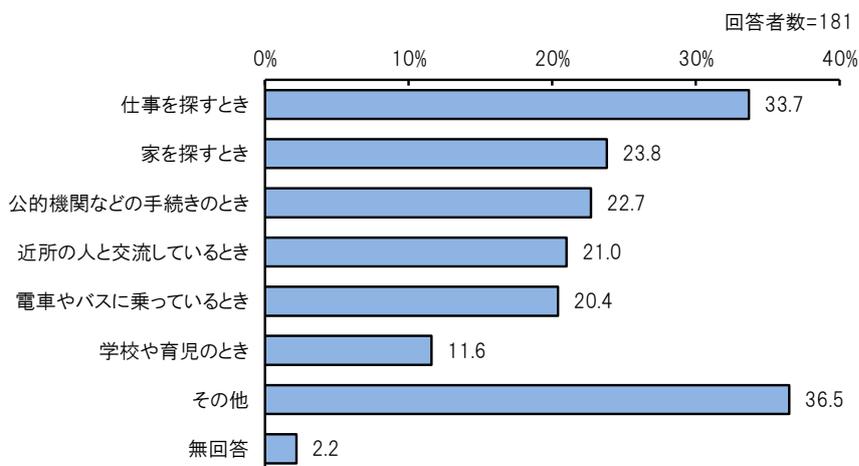
【図表 26】 知りたい情報（複数回答）



## 【差別や偏見を感じる場面】

差別や偏見について、「よくある」3.1%、「ときどきある」31.9%と回答した人に、どのような場面で感じたかを尋ねたところ、「仕事を探すとき」33.7%、「家を探すとき」23.8%、「公的機関などの手続きのとき」22.7%などとなっています。

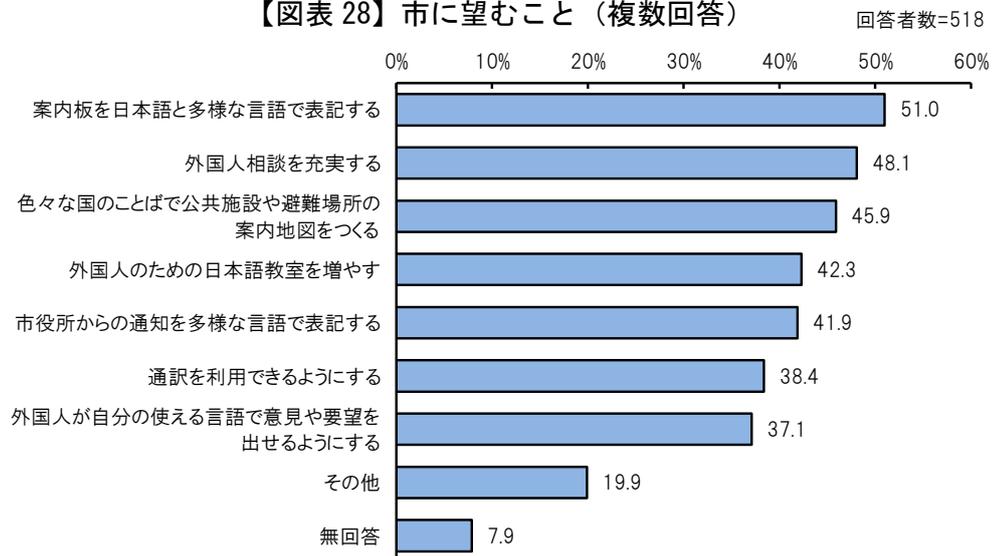
【図表 27】 差別や偏見を感じる場面（複数回答）



## 【市に望むこと】

暮らしやすくなるために市に望むことは、「案内板を日本語と多様な言語で表記する」51.0%、「外国人相談を充実する」48.1%、「色々な国のことばで公共施設や避難場所の案内地図をつくる」45.9%、「外国人のための日本語教室を増やす」42.3%など、あまり差がなくあげられています。

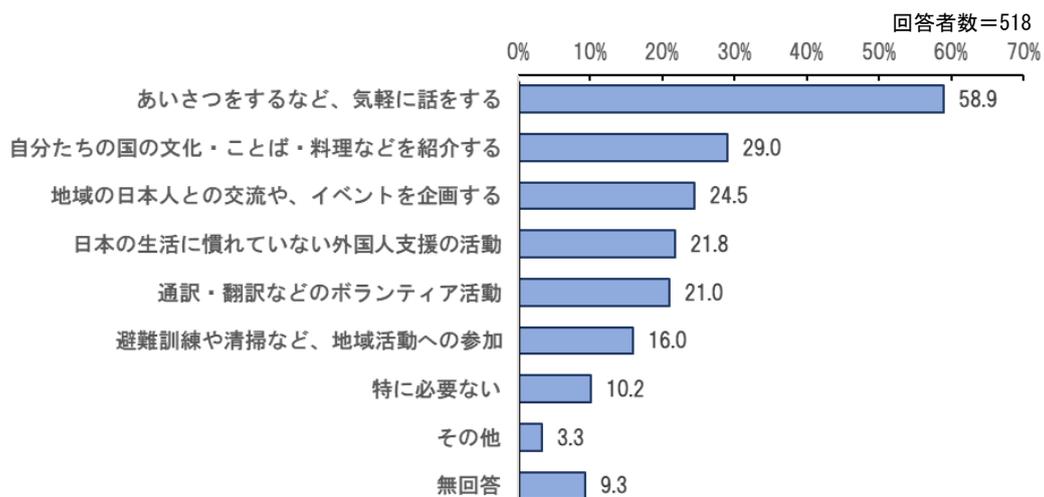
【図表 28】市に望むこと（複数回答）



## 【日本人と共に生活していくうえでしていきたい活動】

日本人と共に生活していくうえでしていきたい活動として、「あいさつをするなど、気軽に話をする」が58.9%と、最も高くなっています。次いで「自分たちの国の文化・ことば・料理などを紹介する」29.0%、「地域の日本人との交流や、イベントを企画する」24.5%となっています。

【図表 29】日本人と共に生活していくうえでしていきたい活動（複数回答）



### 3. 八潮市の多文化共生に関する課題

#### 1. 日本語学習の支援

外国人市民意識調査では、普段の生活で困っていることや不安なこととして回答者の約3割が「日本語」を挙げています。【図表 22】また、日本語の学習意欲に関して、普段の生活で日本語を使用する人で約8割、日本語を使用していない人においては約9割の人が「日本語を学びたい」と回答しています。【図表 23】この結果から、普段使用する言語の別や習熟度に関わらず、日本語の学習ニーズが非常に高いことがわかります。

現在、外国人市民の学習ニーズに応じた本市の日本語学習支援はボランティア団体による日本語教室が中心となっています。外国人市民の学習ニーズに応じて安定的に日本語教室を開催していくには、市によるボランティア団体等の活動への支援が必要です。併せて、現在実施している日本語ボランティア養成講座の継続的な開催と、教育現場でニーズが高まっている外国人児童生徒の学校生活への支援、保護者との円滑なコミュニケーションを行う人材の育成・確保を行うなど、外国人市民の多様なニーズに応えられる学習の場の提供が求められます。

#### 2. 情報提供、相談体制の充実

外国人市民意識調査では、普段の生活で困っていることや不安なこととして多かった回答は、「日本語」（約3割）に続き、「税金や保険料の支払い」や「災害が起きたときの対応」、「福祉制度がわからない」となっており、災害対応や医療、福祉などに関連した情報への関心の高さがうかがえます。【図表 22、26】

また、日本で生活するための情報の入手先としては「インターネット・SNS」が約6割、次いで「日本の新聞・雑誌・ラジオ・テレビ」が約4割となり、いち早く情報が発信され複数の情報が得られる「インターネット・SNS」と、専門性が高く且つ情報の信憑性が高い「日本の新聞・雑誌・ラジオ・テレビ」が情報収集の手段として好まれる傾向にあります。【図表 24】

さらに、困ったときの相談先では、多くの人が「家族・親戚」（約6割）、「知人・友人（外国人）」（約4割）、「知人・友人（日本人）」（約3割）と回答しており、身近な人が主な相談先になっていることがわかります。【図表 25】

多くの人が、災害対応や医療、福祉など市が提供している情報を求めていることから、やさしい日本語を含めた多言語による行政情報の発信や、相談体制の充実を図る必要があります。また、今後発生が懸念される「首都直下地震」やゲリラ豪雨などの気象災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症への対応など、ICT を活用した迅速な行政情報の提供も求められます。

### 3. 地域参画と多文化共生意識の啓発

外国人市民が自立した生活を送るために、日本語学習支援や多言語による情報提供をはじめとする生活面の支援と併せて、外国人市民が地域で活躍できるよう社会参画を支援するしくみが必要です。

定住を目的として滞在する外国籍住民の割合が高く、外国籍住民の年齢構成が若い本市においては、地域社会を支える協働の担い手となることが期待されます。また、定住化が進むなかで、日本人市民と外国人市民とが地域の構成員として連携を深め、共に支え合いながら生活していくことも求められます。【図表 13、14】

外国人市民意識調査では、日本人と共に生活していくうえでしていきたい活動として、「あいさつをするなど、気軽に話をする」が約6割、次いで「自分たちの国の文化・ことば・料理などを紹介する」「地域の日本人との交流や、イベントを企画する」がそれぞれ約3割と、地域での交流を望んでいることがうかがえます。【図表 29】

一方で、どのような場面で差別や偏見を感じたことがあるか尋ねたところ、「仕事を探すとき」が約3割、次いで「家を探すとき」「公的機関などの手続きのとき」がそれぞれ約2割となりました。【図表 27】

こういった差別や偏見をなくし、SDGsの「誰ひとり取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現していくためにも、日本人市民と外国人市民がお互いの言葉や文化、習慣を学び交流する場やそれぞれのアイデンティティを活かせる機会を設け、多文化共生意識の醸成を図りながら相互理解を促進していく必要があります。

## 1. 基本目標

多文化共生で大切なことは、日本人市民と外国人市民がお互いを理解し合い、地域社会を構成する生活者として共に生きていくことです。それぞれが持つ個性や能力、多様性を十分に発揮し、「お互いを尊重し、みんなでつくる多文化共生のまち やしお」を目指します。

お互いを尊重し、みんなでつくる

多文化共生のまち やしお

## 2. 施策の柱と数値目標

### 施策の柱1 学習支援と円滑なコミュニケーション

日本で安心して暮らすために、日本語を習得することや、生活に必要な正しい情報を入手し正確に理解することが重要です。そのため、外国人市民の日本語学習の機会拡充を図るとともに、外国人児童生徒の日本語学習や母語保持をサポートできる人材の確保・育成に努めます。また、行政情報や生活に必要な情報を、多言語ややさしい日本語で伝えるなど、わかりやすい情報提供に取り組みます。

### 施策の柱2 誰もが安心して暮らせるまちづくり

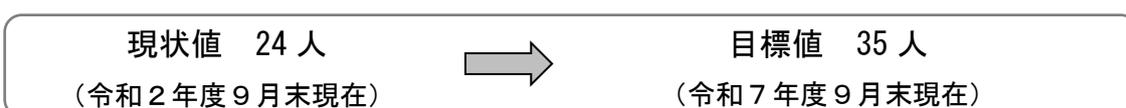
外国人市民が安全で安心して生活を送ることができるよう、住まいや教育、医療・福祉などの各種行政サービスの案内や、災害などに備えた防災・防犯などの情報を、やさしい日本語や多言語で提供し、生活基盤の充実を図ります。また、多言語情報の一元化や ICT の活用による迅速な情報提供、県や関係機関等との連携など、相談業務の充実に努めます。

### 施策の柱3 多文化共生の地域づくり

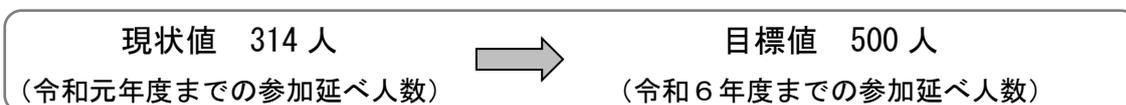
日本人市民と外国人市民が互いの人権を尊重し合い、それぞれの文化について理解を深める機会の充実を図り、多様性と包摂性のある多文化共生の地域づくりを進めます。また、外国人市民がアイデンティティを活かしながら地域社会の一員として参画し、活躍できるまちづくりに努めます。

## ●数値目標

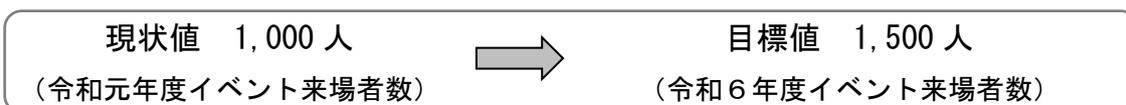
### 多言語サポーターの登録者数



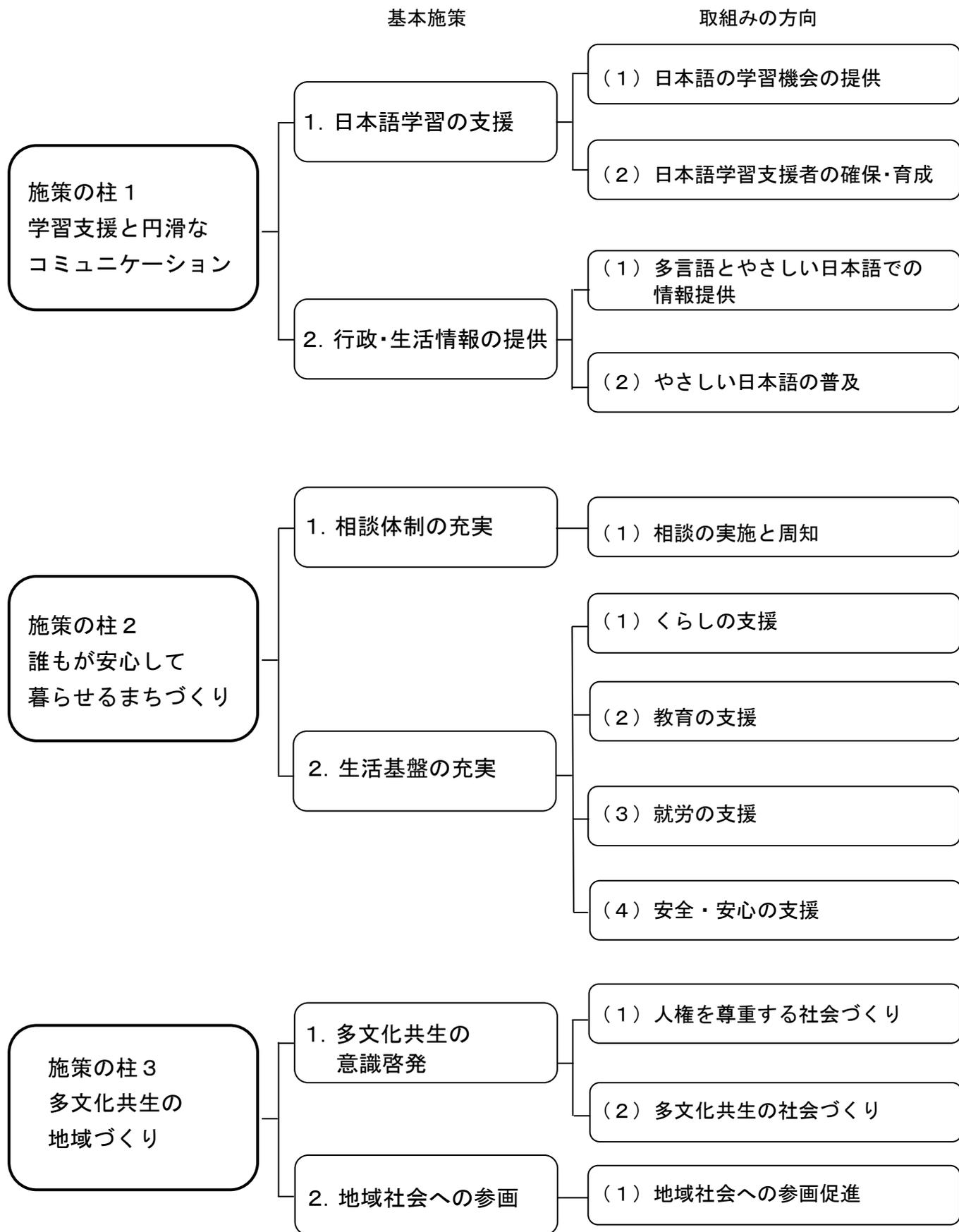
### 日本語ボランティア養成講座受講者数



### 多文化共生関連イベントへの参加者数



### 3. 施策の体系



# 施策の柱 1 学習支援と円滑なコミュニケーション

## 1. 日本語学習の支援



新規事業には **New!** マークを付けています。

### (1) 日本語の学習機会の提供

日本語を学ぶ外国人市民に対し、日本語を習得する機会の拡充を図ります。

〈主な事業〉

施策 1	事業概要	具体的な取組み	担当課
1-1-1	日本語教室の開催情報の提供	ボランティア団体等による日本語教室の開催情報などを市ホームページ等で周知します	市民協働推進課
1-1-2 <b>New!</b>	日本語教室等への支援	ボランティア団体等が行う日本語教室などの設立や運営等を支援します	市民協働推進課
1-1-3	日本語指導加配の教員による日本語指導及び生活習慣指導	児童生徒の学校生活への円滑な適応を図るため、日本語指導教員の配置に努めます	指導課
1-1-4 <b>New!</b>	図書館の多文化共生資料の充実	市立図書館や小・中学校の図書室に、日本語学習に関する資料や外国語の書籍等を設置し多文化共生意識の醸成に努めます	社会教育課 指導課 教育総務課

### (2) 日本語学習支援者の確保・育成

日本語学習をサポートするボランティアや指導者の確保・育成と、活動場所の確保などの支援をします。

〈主な事業〉

施策 1	事業概要	具体的な取組み	担当課
1-2-1 <b>New!</b>	日本語教室等への支援（再掲）	ボランティア団体等が行う日本語教室などの設立や運営等を支援します	市民協働推進課
1-2-2	日本語ボランティア養成講座の開催	日本語教室でボランティア活動をしている市民や日本語学習をサポートする人材を養成するため、指導方法などを教える講座を開催します	市民協働推進課
1-2-3 <b>New!</b>	多文化共生を推進するキーパーソンの養成	地域や日本人市民と外国人市民をつなぐ人材や外国人児童生徒の母語保持をサポートできる人材の養成に努めます	市民協働推進課
1-2-4 <b>New!</b>	日本語教育及び指導にかかる資料の整備	日本語教育や日本語指導にかかる資料をまとめ、日本語学習支援者が活用しやすいよう整備します	市民協働推進課 指導課 関係団体

## 2. 行政・生活情報の提供

### (1) 多言語とやさしい日本語での情報提供

外国人市民が地域で生活していくうえで必要となる行政・生活情報を入手できるよう、やさしい日本語や多言語による情報提供を推進します。

また、通訳や翻訳を行う多言語サポーターの育成と活用に努めます。

#### 〈主な事業〉

施策 1	事業概要	具体的な取組み	担当課
2-1-1	市ホームページの多言語による情報提供	自動翻訳サービスを活用し多言語による情報提供を行います	秘書広報課
2-1-2 New!	庁舎や公共施設等の案内板の多言語化	庁舎や公共施設等の案内板の多言語化を促進します	関係課
2-1-3 New!	市政情報等の多言語化	イベントや市政情報、各課の発行物の多言語化を図ります	関係課
2-1-4 New!	多言語情報コーナーの設置	やさしい日本語や多言語で作成された資料を集約し、情報の一元化を図ります	市民協働推進課 関係課
2-1-5 New!	情報提供ガイドラインの策定	市政情報や生活に必要な情報などをやさしい日本語や多言語で提供する庁内ルールを作成します	市民協働推進課
2-1-6	多言語サポーター等の募集・活用	市で発行する文書の翻訳や公共施設における通訳をする多言語サポーター、日本語学習支援者等を募集し活用します	市民協働推進課
2-1-7 New!	多言語による「くらしのガイド」の作成	保健や福祉、防災など、くらしに役立つ情報をまとめた「くらしのガイド」を作成します	市民協働推進課 関係課
2-1-8 New!	保健・福祉・子育て等関連情報の提供	保健や福祉・子育て支援制度等に係るサービスの内容や利用の際の手続きについて多言語による情報提供に努めます	社会福祉課 健康増進課 国保年金課 子育て支援課 関係課
2-1-9 New!	就学にかかる資料の多言語化	各種申請書類など就学にかかる資料の多言語化を図ります	教育総務課 学務課

## (2) やさしい日本語の普及

日本語の習得が十分でない外国人市民に対し情報を伝達する有効な手段として、やさしい日本語を用いて対応します。

### 〈主な事業〉

施策1	事業概要	具体的な取組み	担当課
2-2-1 New!	情報提供ガイドラインの策定（再掲）	市政情報や生活に必要な情報などをやさしい日本語や多言語で提供する庁内ルールを作成します	市民協働推進課
2-2-2 New!	やさしい日本語講座の開催	市職員等を対象にやさしい日本語を学ぶための講座を開催するなど、やさしい日本語の普及に努めます	市民協働推進課

### 「やさしい日本語」ってなに？



難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のことです。日本語のもつ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障がいのある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。

#### たとえば…

「公共交通機関を使って、ご来場ください」という文章は、  
「電車（でんしゃ）やバスに乗（の）ってきてください」と書き換えることができます。

#### やさしい日本語をつくる時のポイント

- ①伝えたいことを整理し、簡潔にする
- ②一文を短くする
- ③回りくどい言い方や不要なくりかえしはしない
- ④漢字にはルビを振る
- ⑤文末を「です」や「ます」に統一する



## 施策の柱2 誰もが安心して暮らせるまちづくり

### 1. 相談体制の充実

#### (1) 相談の実施と周知

外国人市民が地域で生活するうえで生じるさまざまな問題や悩みに対して、県や関係機関等と連携した相談体制の充実を図ります。また、外国人市民と地域との架け橋となる人材の養成に努めるなど、地域と外国人市民を繋ぐ支援をします。

〈主な事業〉

施策2	事業概要	具体的な取組み	担当課
1-1-1 New!	相談体制の充実	外国人市民からの相談に対応できる相談体制の充実を図るとともに、窓口等で活用できる通訳・翻訳システムの導入に向けた検討を進めます	市民協働推進課 企画経営課 関係課
1-1-2	多言語サポーター等の募集・活用（再掲）	市で発行する文書の翻訳や公共施設における通訳をする多言語サポーター、日本語学習支援者等を募集し活用します	市民協働推進課
1-1-3 New!	多文化共生を推進するキーパーソンの養成（再掲）	地域や日本人市民と外国人市民をつなぐ人材や外国人児童生徒の母語保持をサポートできる人材の養成に努めます	市民協働推進課
1-1-4	母子保健訪問事業の実施	乳幼児のいる外国人市民宅を訪問し、悩みや不安を聞き、必要な情報を提供します	健康増進課
1-1-5	県や関係機関と連携	「外国人総合相談センター埼玉」など、県の外国人相談窓口や関係機関と連携し、適切な情報の提供を図ります	市民協働推進課 関係課



## 2. 生活基盤の充実

### (1) くらしの支援

外国人市民が地域の構成員として安心して暮らすために、住んでいる地域についての生活情報等を提供します。また、日常生活で身近な行政サービスなどの情報をやさしい日本語や多言語で提供し、住みよいまちづくりを推進します。

#### 〈主な事業〉

施策2	事業概要	具体的な取組み	担当課
2-1-1	公営住宅等についての情報提供	市営住宅・県営住宅並びに住宅セーフティーネットに基づく住居についての情報提供を行います	市営住宅課
2-1-2	地域活動への参加促進	外国人市民の町会・自治会活動や、市等が開催するイベントなどへの参加を促進します	市民協働推進課 関係課
2-1-3	生活に係る資料の多言語化	ごみカレンダーやごみの分別表を多言語で作成し周知します	環境リサイクル課
2-1-4 New!	保健・福祉・子育て等 関連情報の提供 (再掲)	保健や福祉・子育て支援制度等に係るサービスの内容や利用の際の手続きについて多言語による情報提供に努めます	社会福祉課 健康増進課 国保年金課 子育て支援課 関係課
2-1-5	母子保健訪問事業の実施 (再掲)	乳幼児のいる外国人市民宅を訪問し、悩みや不安を聞き、必要な情報を提供します	健康増進課

## (2) 教育の支援

外国人市民に対し、教育制度や就学にかかる情報などの周知に努めるとともに、日本語の習得が十分でない外国人児童生徒の日本語習得のサポートや、日本語学習機会の充実を図ります。

### 〈主な事業〉

施策 2	事業概要	具体的な取組み	担当課
2-2-1	日本語指導加配の教員による日本語指導及び生活習慣指導（再掲）	児童生徒の学校生活への円滑な適応を図るため、日本語指導教員の配置に努めます	指導課
2-2-2 New!	就学にかかる資料の多言語化（再掲）	各種申請書類など就学にかかる資料の多言語化を図ります	教育総務課 学務課
2-2-3 New!	日本語教育及び指導にかかる資料の整備（再掲）	日本語教育や日本語指導にかかる資料をまとめ、日本語学習支援者が活用しやすいよう整備します	市民協働推進課 指導課 関係団体
2-2-4 New!	国際理解講座の実施	児童生徒などの国際理解の促進に努めます	指導課 市民協働推進課
2-2-5	日本語教室の開催情報の提供（再掲）	ボランティア団体等による日本語教室の開催情報などを市ホームページ等で周知します	市民協働推進課
2-2-6 New!	図書館の多文化共生資料の充実（再掲）	市立図書館や小・中学校の図書室に、日本語学習に関する資料や外国語の書籍等を設置し多文化共生意識の醸成に努めます	社会教育課 指導課 教育総務課
2-2-7	市内小・中学校への外国人語学指導助手（ALT）等の配置	市内小・中学校に外国人指導助手を配置し、国際理解を促進します	指導課
2-2-8	海外への中学生派遣	外国の歴史や文化についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養います	指導課
2-2-9 New!	新たな学習機会の提供	希望する外国籍住民等に対し川口市立芝西中学校（夜間中学校）への進学を支援します	学務課



### (3) 就労の支援

地元企業へ就労環境の整備について意識啓発を図るとともに、外国人市民の就労を支援します。

#### 〈主な事業〉

施策 2	事業概要	具体的な取組み	担当課
2-3-1 New!	外国人市民の就業等に関する意識啓発	事業主等に外国人市民の雇用に関する留意点や就労環境の整備などについての意識啓発を図ります	商工観光課 関係機関
2-3-2 New!	関係機関との連携による就業支援や情報提供の充実	ハローワーク等と連携し就労等に関する情報の提供に努めます	商工観光課 関係機関

### (4) 安全・安心の支援

外国人市民が地域で安全に暮らすため、交通安全や防犯の意識啓発を行います。また、災害発生時において言葉の原因などによる情報弱者とならないよう、多言語での情報提供を促進し、いざというときに適切な行動がとれるような体制を整備します。

#### 〈主な事業〉

施策 2	事業概要	具体的な取組み	担当課
2-4-1 New!	交通安全や防犯における意識啓発	防犯や交通安全に関する資料の多言語化に努めます	交通防犯課
2-4-2	防災情報の多言語化	多言語版「八潮市洪水地震ハザードマップ」の周知など、多言語による防災情報の提供に努めます	危機管理防災課
2-4-3 New!	外国人市民が参加できる防災訓練の情報提供と実施	外国人市民が参加できる防災訓練の情報提供と実施に努めます	危機管理防災課
2-4-4 New!	避難所運営における情報ツールの活用	避難所等で外国人市民と円滑なコミュニケーションがとれるよう「外国人避難者用質問票」などを配置し活用に努めます	危機管理防災課
2-4-5	災害時における外国人への支援	災害時には、災害情報の提供や相談窓口の設置など、地域防災計画に基づき外国人への支援を行います	危機管理防災課 関係課
2-4-6 New!	公共交通における多言語化	バス停などの多言語化表示に努めます	交通防犯課

## 施策の柱3 多文化共生の地域づくり

### 1. 多文化共生の意識啓発

#### (1) 人権を尊重する社会づくり

市民一人ひとりが互いの文化や価値観への理解と尊重を深めながら、人と人との共生する差別のない社会を目指し、人権教育、啓発活動を推進します。

〈主な事業〉

施策3	事業概要	具体的な取組み	担当課
1-1-1 New!	ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発	偏見や差別をなくすため、ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発をします	人権・男女共同参画課 社会教育課
1-1-2 New!	協働による情報誌の作成・配布	日本人市民と外国人市民のお互いの理解を深めるための情報誌を協働で作成・配布します	市民協働推進課 関係課

#### (2) 多文化共生の社会づくり

生涯学習の講座やフォーラムなど、さまざまな機会を捉え、市民一人ひとりが人権尊重や多文化共生に対する理解を深め、多文化にふれる機会を通して相互理解を図ります。

〈主な事業〉

施策3	事業概要	具体的な取組み	担当課
1-2-1 New!	日本語教室への支援（再掲）	ボランティア団体等が行う日本語教室を支援します	市民協働推進課
1-2-2	日本語ボランティア養成講座の開催（再掲）	日本語教室でボランティア活動をしている市民や日本語学習をサポートする人材を養成するため、指導方法などを教える講座を開催します	市民協働推進課
1-2-3	イベント等を通じた多文化共生の促進	イベント等を通じて、外国人市民が海外での活動や自国の文化などについて紹介するなど、市民相互の多文化共生意識の醸成を図ります	市民協働推進課 関係課
1-2-4	海外への中学生派遣（再掲）	外国の歴史や文化についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養います	指導課
1-2-5 New!	多文化共生に関わる団体等の連携・ネットワーク化の推進	多文化共生に関わるボランティアや団体の連携・ネットワーク化に努めます	市民協働推進課 関係課 関係団体
1-2-6 New!	ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発（再掲）	偏見や差別をなくすため、ヘイトスピーチの解消に向けた教育・啓発をします	人権・男女共同参画課 社会教育課

## 2. 地域社会への参画

### (1) 地域社会への参画促進

外国人市民の地域活動への参画を促すため、町会・自治会加入促進を図ります。  
また、地域住民との交流を通して、外国人市民が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

〈主な事業〉

施策3	事業概要	具体的な取組み	担当課
2-1-1	地域活動への参加促進 (再掲)	外国人市民の町会・自治会活動や、市が開催するイベントなどへの参加を促進します	市民協働推進課 関係課
2-1-2	イベント等を通じた多文化共生の促進 (再掲)	イベント等を通じて、外国人市民が海外での活動や自国の文化などについて紹介するなど、市民相互の多文化共生意識の醸成を図ります	市民協働推進課 関係課
2-1-3 New!	協働による情報誌の作成 (再掲)	日本人市民と外国人市民のお互いの理解を深めるための情報誌を協働で作成・配布します	市民協働推進課 関係課

### 国際交流フェアのようす



民族楽器の演奏



書道体験



伝統芸能



ビンゴ大会

## 1. プランの推進体制

### (1) 関係機関との連携・協力

多文化共生に関する有識者や関連団体の関係者から、本プランの実施状況の報告や多文化共生の推進に必要な事項についての意見や提言を求めるなど、適宜、施策への反映に努め、様々な機関と連携・協力して取り組みます。

### (2) 庁内体制

本プランの推進にあたっては、庁内の関係課が連携して取り組むとともに、外国人市民の実態や多文化共生施策に係る課題を全庁的に共有するなど、総合的・横断的に取り組みます。

## 2. プランの周知と進行管理

### (1) プランの周知

市の広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体を活用し、取組みや事業の進捗状況について広く周知を図ります。

### (2) プランの進行管理

プランの進行管理にあたっては、庁内関係各課においてPDCAサイクルに基づく進行管理を踏まえ、取組みについて点検、評価を行い、常に改善を図ります。

